最終更新日：2018年6月28日
ジェイリース株式会社
代表取締役社長 中島 拓
問合せ先：経営企画部 03-5909-1241
証券コード：7187
https://www.j-lease.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業の継続的な成長を目指すとともに、経営のチェック機能の強化、コンプライアンス及び企業理念の遵守を実践し、株主、お客様、役職員など全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。そのため、取締役、執行役員の役割と責任の明確化、意思決定及び業務遂行の迅速化とともに、透明性と内部統制の実効性を高め、経営環境、市場環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制、監督機能の一層の強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則1-2④〕
現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は、相対的に少ない状況にあります。今後、当該比率に留意し、議決権電子行使プラットフォームの導入および招集通知の英訳を検討してまいります。

〔補充原則1-2⑤〕
機関投資家等から、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行う要望を受けたことがないため、対応しておりません。

〔補充原則3-1②〕
現状において、自社の株主における海外投資家の比率が低いため、招集通知等の英訳を採用しておりませんが、今後、株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めてまいります。

〔補充原則4-2①〕
現状において、経営陣の報酬に自社株報酬など中長期的な業績と連動する仕組みはありませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-11③〕
取締役会の実効性については、監査役の監視により検証することで、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点において実効性の分析・評価は実施しておりません。その内容に関する開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4〕
当社は、相手企業との関係・提携強化など、当社の企業価値の維持向上に資すると判断した場合には政策保有株式を保有します。
当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

〔原則1-7〕
当社は、関連当事者との取引を行う際には、その取引を行うことに合理性であるかなどを取締役会で審議のうえ、承認を得ることとしております。なお、取締役会において当社取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当該取締役は定足数から除いております。

〔原則3-1〕
（ⅰ）経営方針等は有価証券報告書、決算短信及びIR資料等にて開示しております。
（ⅱ）当社は、事業の継続的な成長を目指すとともに、経営のチェック機能の強化、コンプライアンス及び企業理念の遵守を実践し、株主、お客様、役職員など全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。そのため、取締役、執行役員の役割と責任の明確化、意思決定及び業務遂行の迅速化とともに、透明性と内部統制の実効性を高め、経営環境、市場環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制、監督機能の一層の強化に努めてまいります。
（ⅲ）取締役の報酬については、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で、会社の業績及び各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき、取締役会の決議により決定しております。
（ⅳ）取締役及び監査役候補者の指名については、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案のうえ、取締役会の事前承認を得て決定することとしております。
（ⅴ）取締役・監査役候補者個々の選任に関する判断材料となる略歴、重要な兼職の状況等については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

〔補充原則4-1①〕
取締役会は、「取締役会規則」に定める重要事項を除く業務執行について、その意思決定を業務執行取締役に委任し、業務執行の機動性と柔軟性を確保しております。

〔原則4-8〕
当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有した社外取締役2名を、独立役員として金融商品取引所へ届け出しております。

〔原則4-9〕
当社の社外取締役の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準に従い、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者を選任しており、独立役員として届け出ております。
なお、当社の独立役員たる社外取締役には、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物で、そのような資質を十分に備えている者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

〔補充原則4-11①〕
取締役の人事については、当社の推進する事業分野を支え、知識・経験・能力を有した人材で構成することを基本方針としており、現状における、取締役会全体としての能力等のバランスや多様性に問題点はないと認識しておりますが、具体的な方針の策定及び開示については、今後検討してまいります。

〔補充原則4-11②〕
当社取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであるとの観点から、当該役員が他の上場会社の役員を兼任する数は、その趣旨に反しないよう合理的な範囲にとどめています。
なお、取締役および監査役の兼務状況については、株主総会参考書類にて「重要な兼職の状況」として毎年開示しております。

〔補充原則4-11③〕
本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載しております。

〔補充原則4-14②〕
社内での制度改正等についての研修や情報提供のみならず、社外講習会への参加や関係団体の交流会等への出席を案内するなど、取締役・監査役の自己研鑽をサポートする方針としています。

〔原則5-1〕
株主等との建設的な対話については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、合理的な範囲で、その面談申込等に対して前向きに対応いたします。また、対話を補助する取組として、決算説明会の開催及び説明会資料のウェブサイトでの提供、電話取材、スモールミーティング等を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ＮＨホールディングス　株式会社	2,140,000	24.41
中島　拓	367,200	4.19
株式会社ＳＢＩ証券	358,000	4.08
株式会社　豊和銀行	320,000	3.65
株式会社大分銀行	320,000	3.65
ジェイリース従業員持株会	224,400	2.56
林　昌也	160,000	1.83
阿部　兼三	120,800	1.38
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	99,200	1.13
大塚　玄二郎	84,400	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2018年3月31日現在の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
首藤　浩	他の会社の出身者											
堂下　浩	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
首藤　浩	○	当社普通株式を16,000株所有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な立場から当社の経営の監督、及び自己の見識に基づく経営への助言を通じ、経営の透明性を維持、強化することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。

堂下　浩	○	―――	東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部と監査役は、内部監査の計画及び結果について定期的に意見交換を行い、内部統制が有効に機能するよう努めており、また、監査役と会計監査人は、定期的に監査実施状況の報告や意見交換を行うことで、監査上の課題等に関する情報共有ならびに監査の効率性、有効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤　修平	他の会社の出身者													
野中　俊秀	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

佐藤　修平	○	―――	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し社外監査役に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。
野中　俊秀	○	当社普通株式を40,000株所有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し社外監査役に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的として、社内取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役または社外監査役のサポートは総務部が行っております。
また、取締役会の開催前に関係資料を事前配布のうえ説明しており、重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。
当社の取締役会は、取締役8名 (うち社外取締役2名) で構成され、毎月1回及びその他必要に応じて開催し、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項の決定や業務執行を監督しております。
当社の監査役会は、監査役4名 (うち社外監査役2名) で構成され、原則として毎月1回以上開催しております。各監査役は、取締役会その他重

要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との意見交換や取締役などから適宜業務の執行状況を聴取することなどにより、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。
　なお、経営環境の変化に柔軟に対応し、意思決定と業務執行の迅速化、効率化を図ることを目的として執行役員制度を採用しております。
　取締役の基本報酬については、株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や過去の経歴を勘案し、報酬額を決定しております。監査役の基本報酬については、株主総会で決議された支払限度額を上限として、監査役の協議により、報酬額を決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　独立した第三者の立場から経営を監督することができる社外取締役、社外監査役が取締役会に出席することで、業務執行機関に対する監督機能の強化を図っており、効率的な経営システムと経営監督機能が十分機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすいように留意いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社のホームページのIRサイト内に記載しております。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び年度決算発表後の決算説明会は定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部　IR広報課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を果たすため、公正かつ誠実な企業活動を前提とした創造的なサービスを提供していくことを企業理念に定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーの的確な理解を得ることを目的に、企業活動における会社情報の適時･適切な開示に取り組む方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムに関する基本方針は次のとおりであります。
1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス・基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。
⑵ コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。
⑶ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取組状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。
⑷ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
⑸ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。
⑹ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。
⑺ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。
⑵ 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 各種リスクの統括部署及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めたリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定する。
⑵ リスク管理は各部門が行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。
⑶ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
⑵ 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。
⑶ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。
⑵ 子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。
⑶ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的に実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。
⑵ 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。
⑶ 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。
⑷ 人事考課の実施においては、監査役から当該業務の評価を実施する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
⑴ 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。
⑵ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求める。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は監査役監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。
⑵ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

9．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
⑴ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。
⑵ 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンス遵守を実践するため、全ての役社員にコンプライアンス・マニュアルを配布し、反社会的勢力との関係遮断を含め、コンプライアンスの体制、基本方針、行動規範等の周知を図っております。
また、ホームページ上での公表に加え、営業取引先との間で締結する「保証業務協定書」においても「反社会的勢力との関係絶縁宣言」を実施し

ております。
　社内におけるコンプライアンス徹底のため、社内研修等のほか、各拠点にコンプライアンス規程に基づくコンプライアンス・オフィサーを任命し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を含め、コンプライアンス体制の強化に努めております。
　加えて、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、拠点を有する全ての地域の暴力追放推進センターに加盟し、情報収集を行うなど反社会的勢力排除に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

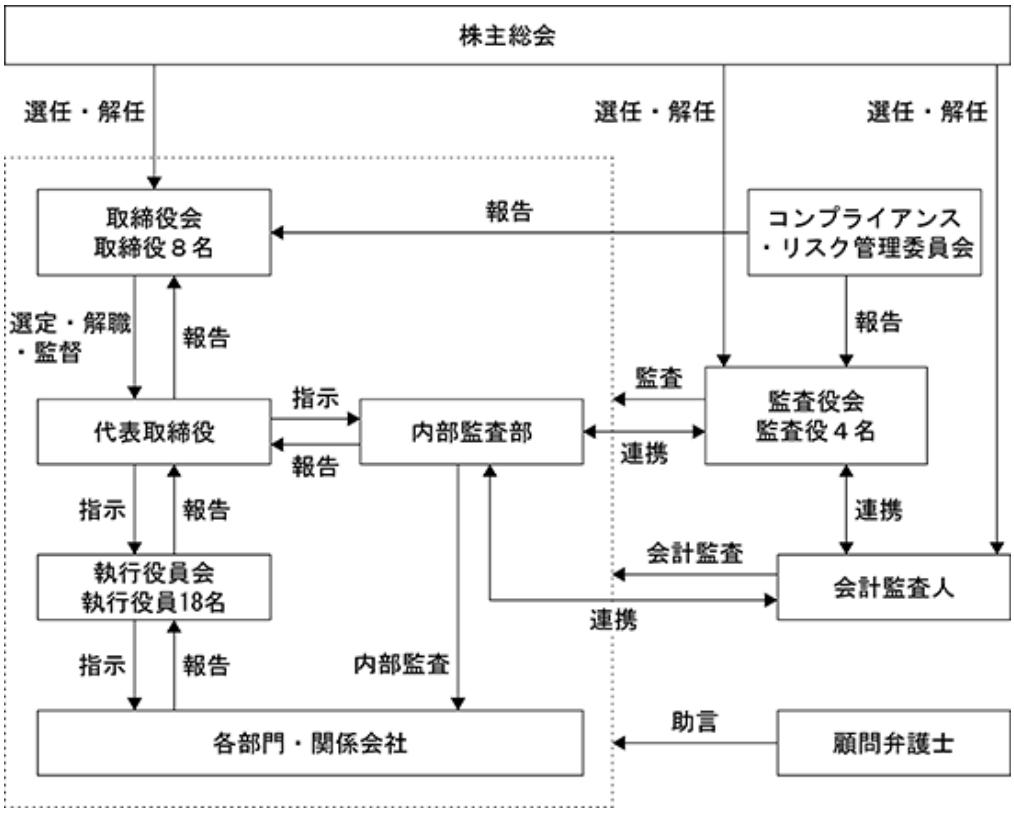

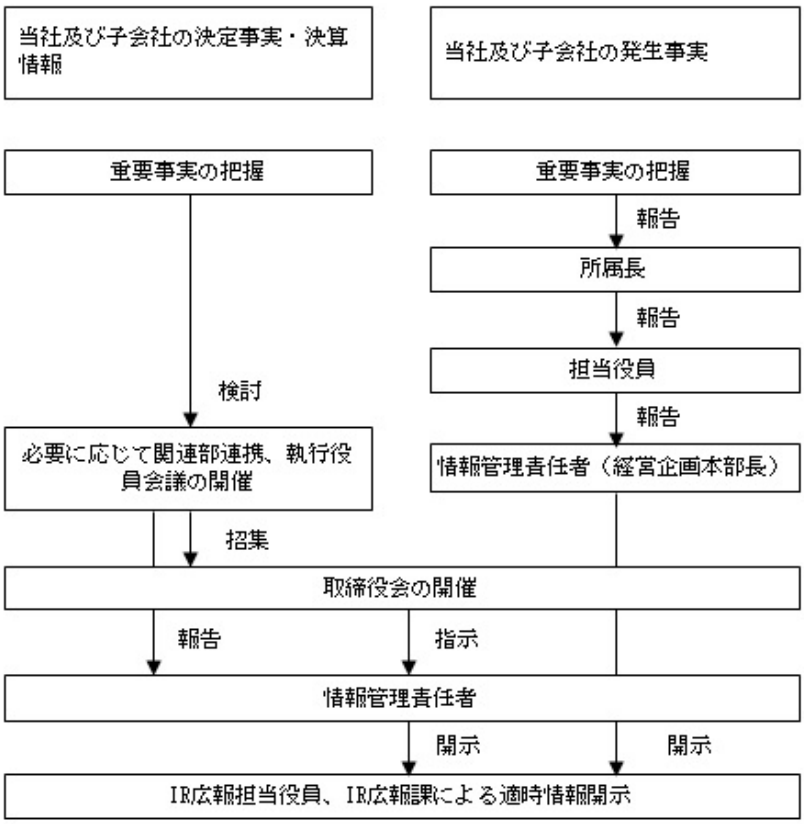
当社及び子会社の決定事実・決算情報
当社及び子会社の発生事実
重要事実の把握
重要事実の把握
報告
所属長
報告
担当役員
検討
報告
必要に応じて関連部連携、執行役員会議の開催
情報管理責任者（経営企画本部長）
招集
取締役会の開催
報告
指示
情報管理責任者
開示
開示
IR広報担当役員、IR広報課による適時情報開示